

社会保険

いばらき

3

人事異動の季節です。届出は正しく速やかに

2019 March
NO.488

- 協会けんぽの保険料率が変わります
- 医療費の負担を減らす4つのポイント
- 茨城県年金受給者協会からのお知らせ



「咲き競う」(撮影・弘道館公園(水戸市))：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

日本年金機構からのお知らせ

人事異動の季節です 届出は正しく速やかに

従業員を採用したとき

◎資格取得届

●被保険者になる方

適用事業所で常用的使用関係にある方は、国籍や本人の意思などに関係なく被保険者となります（70歳以上の方は健康保険のみの被保険者となり、75歳からは適用事業所に使用されていても、後期高齢者医療の被保険者となりますので、資格を喪失します）。

●資格取得年月日

適用事業所に使用されるようになった場合は、被保険者資格を取得します。試用期間や見習期間を定めている場合であっても、使用されるようになった日が資格取得年月日となります。

●提出期限

資格取得日から5日以内

●パートタイマーの取扱い

平成28年10月1日から、パートタイマーなどの短時間労働者については、1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上であれば被保険者となります。

なお、勤務時間や勤務日数が常時雇用者の4分の3未満であっても、次の5項目すべてに該当する方は被保険者となります。

- ①常時501人以上の事業所に勤務していること。
- ②週の所定労働時間が20時間以上あること。
- ③雇用期間が1年以上見込まれること。
- ④賃金の月額が88,000円以上であること。
- ⑤学生でないこと。

●個人番号（基礎年金番号）欄

本人確認を行ったうえで、個人番号を記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号通知書または年金手帳に記載されている10桁の番号を左詰めで記入してください。

●報酬月額欄

支払見込み額を記入します。見込み額は、基本給に通勤手当、家族手当などの固定的に支給される諸手当や残業手当等の非固定的な手当を加えて算出します。

残業手当等は、同じ業務に従事している方を参考に見込み額を算出してください。

●被保険者住所欄

個人番号（基礎年金番号）欄に個人番号を記入した場合は、住所の記入は不要です。基礎年金番号を記入した場合は、住民票の住所を記入してください。

※住民票住所以外の居所等に日本年金機構からの各種お知らせ等の送付を希望する場合は、別途「住所変更届」を提出してください。

◎被扶養者（異動）届

●被扶養者になる方

被保険者によって生計を維持されている方については、被扶養者になることができます。その場合は、資格取得届に被扶養者（異動）届を添付して提出してください。

被扶養者になれる方の範囲は、三親等以内の親族で【図1】のとおりです。

●生計維持の基準

被扶養者の認定条件の一つである「主として被保険者の収入によって生活している」状態とは、【図2】の基準によります（生計を維持されている方が60歳以上または障害者の場合は「130万円」を「180万円」に読み替えます）。

◎ローマ字氏名届

外国籍の方の年金記録を適正に管理するため、個人番号と基礎年金番号が結びついていない方、番号制度の対象外である外国籍の方の厚生年金保険資格取得届、厚生年金保険被保険者氏名変更届、国民年金第3号被保険者関係届を提出する際には、ローマ字氏名届も併せて提出してください。

●留意事項

- ・届書には、在留カード、住民票の写し等に記載のある氏名を記入して下さい。
- ・届出後も、日本年金機構からお送りする各種通知書や全国健康保険協会が発行する保険証はカナ氏名で表示されます。

◎70歳以上被用者該当届

厚生年金の被保険者にはならない70歳以上の方であっても、その方の賃金と老齢厚生年金の金額に応じて、受給されている老齢厚生年金が在職支給停止の対象となります。そのため、70歳以上の方を採用した場合は、資格取得届の備考欄「1. 70歳以上被用者該当」に○を付けて下さい。

従業員が転勤・退職したとき

◎資格喪失届

●資格喪失年月日

転勤等の場合は異動した日、退職の場合は、退職日の翌日が資格喪失年月日になります。

●提出期限

資格喪失日から5日以内

●健康保険被保険者証の返納

資格喪失届に退職者及び被扶養者全員の保険証を添付してください。(高齢受給者証や特定疾病療養受療証・限度額適用認定証の交付を受けている場合には併せて添付してください)。

紛失等により返納できない場合は、回収不能届とともに提出をお願いします。

被扶養者が就職したとき

◎被扶養者(異動)届

被扶養者が就職し健康保険の被保険者となった場合は、就職日をもって被扶養者から除くことになるため、被扶養者(異動)届に該当者の保険証を添付し提出してください。

また、短時間の労働などで健康保険の被保険者にならない場合であっても、収入が【図2】の×に当てはまる状態になった場合にも被扶養者から除くことになるため、同様に提出してください。

退職後、引き続いて再雇用したとき

◎60歳未満の方

被保険者が雇用契約期間の満了等により退職した後、1日の空白もなく同じ事業所に再雇用された場合、実際の雇用関係は継続しており被保険者の資格も継続するため、資格喪失届等の提出は不要です。

なお、再雇用の際に報酬の変動があった場合は、月額変更届または算定基礎届で標準報酬月額を改定します。

◎60歳以上の方

60歳以上の方が退職後に1日の空白もなく継続して同じ事業所に再雇用された場合は、雇用関係がいったん中断したものととして「資格喪失届」と「資格取得届」を提出していただき、再雇用された月分から再雇用後の報酬に応じた標準報酬月額に変更することができます。

●留意事項

下記の①と②の両方、または③を添付し、「資格喪失届」と「資格取得届」を同時に提出してください(その方に被扶養者がいる場合は「被扶養者(異動)届」も提出してください)。

- ①就業規則、退職辞令の写し(退職日が確認できるものに限る)
- ②雇用契約書の写し(継続して再雇用されたことがわかるものに限る)
- ③「退職日」及び「再雇用された日」に関する事業主の証明書(事業主印が押印されているものに限る)

図1 被扶養者になることができる続柄

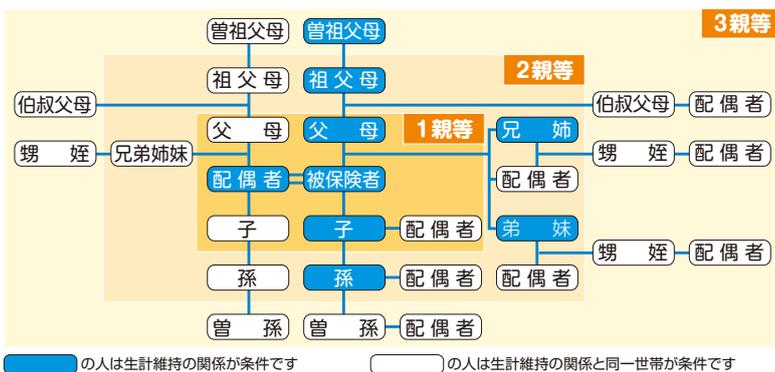


図2

		130万円	対象者の年収状況	認定
同居の場合	対象者の年収 被保険者の年収 ^{*1/2}	130万円未満	1/2未満	○
	対象者の年収 被保険者の年収 ^{*1/2}	130万円以上	1/2未満	×
別居の場合	対象者の年収 被保険者の仕送額	130万円未満	仕送額未満	○
	対象者の年収 被保険者の仕送額	130万円未満	仕送額以上	×
	対象者の年収 被保険者の仕送額	130万円以上	仕送額未満	×

*1. 認定を受ける時点の収入を年間に換算します。
年金や失業等給付も対象となります。

資格取得届や被扶養者異動届などの各種届書は埼玉事務センターへ直接郵送してください

届書の送付先

〒330-8530 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-20 住友生命浦和テクノシティビル3階
日本年金機構 埼玉広域事務センター

※封筒に事務センター名と郵便番号を記載するだけでも届きます。

詳しくは年金加入者ダイヤル (0570-007-123 (050で始まる電話でお掛けになる場合は03-6837-2913)) 又はお近くの年金事務所へお問い合わせ下さい。

協会けんぽ茨城支部の加入者・事業主の皆さまへ

協会けんぽの 平成31年度の保険料率は 平成31年3月分(4月納付分)から 改定されます。

平成31年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、本年3月分(4月納付分)からの適用となります。皆さまのご理解をお願い申し上げます。こちらのリーフレットを従業員の皆さまにご覧いただくなど、周知にご協力をお願いいたします。

茨城支部の健康保険料率は**引下げ**となります。
介護保険料率も変更となります。

給与・賞与の	健康保険料率	給与・賞与の
9.90%	➡	9.84%
平成31年2月分(3月納付分)まで		平成31年3月分(4月納付分)から
給与・賞与の	介護保険料率	給与・賞与の
1.57%	➡	1.73%
平成31年2月分(3月納付分)まで		平成31年3月分(4月納付分)から

特定保険料率・ 基本保険料率とは

健康保険料率(9.84%)のうち、6.33%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.51%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

※変更後の健康保険料率と介護保険料率は、3月分(4月納付分)から適用されます。



医療機関のかかり方で上手に節約!

医療費の負担を減らす4つのポイント

健康保険料率は、各都道府県の医療給付費で異なります。医療費の増加は保険料率に影響することから、上手な医療機関のかかり方を知り、医療費の節約を目指しましょう!

1

かかりつけ医をもちましょう!

家や職場の近くにかかりつけ医(=医療に関する最初の相談役)をもち、風邪などの日常的な病気の際はかかりつけ医を受診しましょう。

紹介状なしで大病院にかかった場合…

紹介状なしで大きな病院(200床以上)を受診すると、初診料に加えて**特別料金(全額患者負担)**がかかります。

気になる症状があれば、まずはかかりつけ医に相談してみしましょう!



かかりつけ医を探すには…

いばらき医療機関情報ネット

検索

を活用しましょう!

2

はしご受診は負担が大きい!

病気やけがの治療中、自分の判断で受診先を変える「はしご受診」は、身体的にも経済的にも大きな負担につながります。

かかりつけ医とはしご受診の比較

(医療費総額)

	かかりつけ医にかかった場合	医療機関をはしご受診した場合
1回目	初診料 2,820円	初診料 2,820円
2回目	再診料 720円	初診料 2,820円
3回目	再診料 720円	初診料 2,820円
合計	4,260円	8,460円

約2倍!!

信頼できるかかりつけ医にお世話になっていてもほかの意見も聞いてみたいと思うこともあります。そんな時は、今のかかりつけ医に相談してセカンドオピニオン先へ紹介状を書いてもらいましょう。

3

夜間・休日診療は割増料金に!

休日や夜間に救急対応してくれる病院や薬局は、**医療費が「割増料金」になる**ことをご存じですか?

休日や夜間、お子さんの急な病気で心配なときは…

子ども救急電話相談(茨城県)

→ プッシュ回線の固定電話
携帯電話から

#8000

→ すべての電話から

☎03-5367-2367

時間 月曜～土曜……………17:30～翌朝9:00

日・祝・年末年始……………9:00～翌朝9:00

#8000 をプッシュすることにより、専任の看護師や医師から対処の仕方など適切なアドバイスを受けることができます。

4

ジェネリック医薬品で医療費節約!

先発医薬品より安価で、安全性や品質が同等であるジェネリック医薬品に切り替えることで、医療費を節約できます。まずは医師や薬剤師に相談しましょう。

ジェネリック医薬品についてもっと知りたい!

「患者さんの薬箱」では、現在服用中のお薬にジェネリック医薬品があるか調べることができます。



かんじゃさんの薬箱

検索

<http://www.generic.gr.jp/> (ジェネリック医薬品・バイオシミラー学会)

協会けんぽでは年に2回、加入者ご本人様のご自宅にジェネリック医薬品に切り替えた場合の軽減額通知を送付しています。

健康情報やお役立ち情報は、協会けんぽ茨城支部のホームページをご覧ください。また、制度改正や研修会の案内など、最新の情報はメールマガジンでお知らせします。まだご登録がお済でない方はぜひご登録ください。



茨城支部ホームページ



メールマガジン登録

 全国健康保険協会 茨城支部
協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽホームページをご覧ください

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

茨城県年金受給者協会連合会から 会員募集のお知らせ

私たちの年金受給者協会は、年金制度の一層の充実改善と、年金受給者の福祉の向上を図ることを目的とし、昭和45年に設立された団体です。

現在、茨城県内に居住する各種年金(厚生年金・国民年金・共済等)受給者及び受給予定者約1万人の会員で構成し、運営しております。

全国組織として、中央には一般社団法人全国年金受給者団体連合会があり、全国の年金受給者団体が所属し約50万人の会員で構成されております。

会員の特典

- 年金関連情報の提供
- 各種保険が団体扱いとなり保険料が安くなります。
 - ・アフラックガン保険・傷害保険・医療保険等
- 各種提携宿泊施設、国内・国外の旅行の割引があります。
- 葬儀支援サービスが受けられます。
- 各種事業を通じて仲間との出会いがあります。

- ★グラウンドゴルフ等、スポーツ事業
- ★海岸清掃等のボランティア活動
- ★旅行・スポーツ・グルメ料理・歩く会・カラオケ・芸能発表会等のサークル活動
- ★教養・知識を深めるための各種講座・研修会
- ★年金・医療・介護保険制度や税制等の改善について、陳情・要請活動



会費は年会費制となっており、お一人年間2,000円、ご夫婦で加入の場合はお二人で年間3,000円となっております。

これを機会に会員になってみませんか。皆様の加入をお待ちしております。

☆ご入会等のお問い合わせやお申し込みは、下記の地区協会にご連絡ください。

水戸地区年金受給者協会 <small>〒310-0021 水戸市南町3-4-57 ☎029-224-2116</small>	水戸市、ひたちなか市、常陸大宮市、常陸太田市、那珂市、笠間市、鉾田市、鹿嶋市、神栖市、潮来市、行方市、小美玉市、大子町、茨城町、大洗町、城里町、東海村
県北地区年金受給者協会 <small>〒317-0073 日立市幸町2-9-1 ☎0294-24-3305</small>	日立市、高萩市、北茨城市及びその近隣市町村
県南地区年金受給者協会 <small>〒300-0067 土浦市東都和18-3 ☎029-823-2011</small>	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、つくばみらい市、守谷市、かすみがうら市、稲敷市、小美玉市(旧玉里村)、阿見町、河内町、利根町、美浦村
県西地区年金受給者協会 <small>〒300-4503 筑西市宮後2158-9 ☎0296-52-6033</small>	筑西市、古河市、結城市、下妻市、常総市、坂東市、桜川市、八千代町、境町、五霞町

(一社)全国年金受給者
団体連合会 **茨城県年金受給者協会連合会**

〒310-0021 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル3階 ☎029-300-4165